

兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針等の改正について

1. 改正の趣旨

兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針（以下「県指針」という。）については、国土交通省住宅局建築指導課、日本建築行政会議により編集された浄化槽の設計・施工上の運用指針（以下「指針」という。）を引用する形で、平成23年10月3日から施行されているが、指針が平成27年4月に改訂されたことから県指針も指針の改訂内容を取り込む形で改訂する。

また、県指針の改正に併せて兵庫県浄化槽指導要綱（以下「県指導要綱」という。）も改正する。

2. 県指針の改正内容のポイント

県指導要綱及び県指針は平成23年に大幅な見直しが行われているが、県指針が引用している指針が平成27年4月に改正されたことから県指針も改正する。

（1）類似用途の追加、訂正

類似用途にサービス付き高齢者向け住宅を追加及び盲学校、聾学校を特別支援学校に一本化。

3. 県指針の改正点の詳細（別紙新旧対照表を参照）

4. 県指導要綱の改正内容のポイント

（1）県組織改編及び指針改正への対応

（2）別表、様式の時点修正

根拠法令の条ずれ等に対応する。

（3）浄化槽の設置届け等の行政受付窓口の時点修正

浄化槽法及び建築基準法上の届出窓口について時点修正する。

5. 県指導要綱の改正点の詳細（別紙新旧対照表を参照）

兵庫県浄化槽指導要綱新旧対照表（改訂部分のみ抜粋）

(旧)	(新)
<p style="text-align: center;">兵庫県浄化槽指導要綱</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成 23 年 10 月 3 日改正)</u></p> <p>第 1 章 総則</p> <p>4 設置</p> <p>(4) 設置の届出等</p> <p>イ 書類審査</p> <p>(ア) 審査窓口</p> <p>「法第 5 条第 1 項に規定する設置届出」を受ける窓口は、所管県民局浄化槽担当課（受理権限を県から委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）とし、「建築基準法に規定する確認申請等」を受ける窓口は、所管県民局建築担当課（特定行政庁にあっては、その建築担当部局）又は指定確認検査機関とする。なお、法第 5 条第 1 項に規定する設置等の届出に係る「浄化槽設置届出書」は、参考様式第 1 号（浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年 9 月 27 日厚生省・建設省令第 1 号。以下「共同省令」という。）第 3 条に基づく別記様式第 1 号。以下「設置届」という。）とし、建築確認のため、所管県民局建築担当課（特定行政庁にあっては、その建築担当部局）又は指定確認検査機関に提出する「浄化槽に関する調書」は、参考様式第 2 号（建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和 37 年 12 月 3 日兵庫県規則第 92 号）第 2 条第 1 項第 2 号に基づく様式第 2 号）とする。</p> <p>(イ) 事前審査</p> <p>浄化槽を設置しようとする者は、窓口が所管県民局浄化槽担当課又は所管県民局建築担当課のいずれの場合にあっては、51 人槽以上の浄化槽を設置しようとする場合には、書</p>	<p style="text-align: center;">兵庫県浄化槽指導要綱</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成 28 年 2 月 25 日改正)</u></p> <p>第 1 章 総則</p> <p>4 設置</p> <p>(4) 設置の届出等</p> <p>イ 書類審査</p> <p>(ア) 審査窓口</p> <p>「法第 5 条第 1 項に規定する設置届出」を受ける窓口は、所管県民局浄化槽担当課（受理権限を県から委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）とし、「建築基準法に規定する確認申請等」を受ける窓口は、所管県民局又は県民センター建築担当課（特定行政庁にあっては、その建築担当部局）又は指定確認検査機関とする。なお、法第 5 条第 1 項に規定する設置等の届出に係る「浄化槽設置届出書」は、参考様式第 1 号（浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年 9 月 27 日厚生省・建設省令第 1 号。以下「共同省令」という。）第 3 条に基づく別記様式第 1 号。以下「設置届」という。）とし、建築確認のため、所管県民局又は県民センター建築担当課（特定行政庁にあっては、その建築担当部局）又は指定確認検査機関に提出する「浄化槽に関する調書」は、参考様式第 2 号（建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和 37 年 12 月 3 日兵庫県規則第 92 号）第 2 条第 1 項第 2 号に基づく様式第 2 号）とする。</p> <p>(イ) 事前審査</p> <p>浄化槽を設置しようとする者は、窓口が所管県民局浄化槽担当課又は所管県民局又は県民センター建築担当課のいずれの場合にあっては、51 人槽以上の浄化槽を設置し、又はそ</p>

類を窓口に提出する前に、農政環境部環境管理局環境整備課及び県土整備部住宅建築局建築指導課の技術審査を受けるものとする。なお、この技術審査の窓口は、県土整備部住宅建築局建築指導課とする。

ウ 所管の区分

この要綱における所管の区分は、浄化槽の構造基準については所管県民局建築担当課（特定行政庁にあっては、その建築担当部局）とし、その他の事項については県民局浄化槽担当課（権限を委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）とする。

(5) 変更の届出等

浄化槽を設置しようとする者は、設置届等を提出後、工事完了までの間に構造等に変更があった場合は、次によることとする。

第2章 構造及び工事

第1節 構造

20 汚泥濃縮貯留槽を設置する浄化槽にあっては、次によるものとする。

(7) 汚泥濃縮貯留槽には、散気装置又はピペットフェンス等のかくはん攪拌装置を設けること。なお、これらを設ける場合には、濃縮に支障が生じることがないようにすること。

21 汚泥濃縮設備を設置する浄化槽にあっては、次によるものとする。

(8) 汚泥濃縮槽には、ピペットフェンス等を設けること。なお、これらを設ける場合には、濃縮に支障が生じることがないようにすること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

の構造若しくは規模の変更をしようとする場合には、書類を窓口に提出する前に、農政環境部環境管理局環境整備課及び県土整備部住宅建築局建築指導課の技術審査を受けるものとする。なお、この技術審査の窓口は、県土整備部住宅建築局建築指導課とする。

ウ 所管の区分

この要綱における所管の区分は、浄化槽の構造基準については所管県民局又は県民センター建築担当課（特定行政庁にあっては、その建築担当部局）とし、その他の事項については県民局浄化槽担当課（権限を委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）とする。

(5) 変更の届出等

浄化槽を設置しようとする者は、設置届等を提出後、工事完了までの間に構造若しくは規模等の変更があった場合は、次によることとする。

第2章 構造及び工事

第1節 構造

20 汚泥濃縮貯留槽を設置する浄化槽にあっては、次によるものとする。

(7) 汚泥濃縮貯留槽には、散気装置又はピケットフェンス等のかくはん攪拌装置を設けること。なお、これらを設ける場合には、濃縮に支障が生じることがないようにすること。

21 汚泥濃縮設備を設置する浄化槽にあっては、次によるものとする。

(8) 汚泥濃縮槽には、ピケットフェンス等を設けること。なお、これらを設ける場合には、濃縮に支障が生じることがないようにすること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月25日から施行する。

類似用途別番号	建築用途			平均汚水量及び水質(BOD)				排水時間		
				処理対象人員		浄化槽			みなし浄化槽	
				算定式	算定単位	汚水量	BOD		汚水量	BOD
11	1 ┆ 10 の 用途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場	$n = 0.02A$	n: 人員(人) A: 延べ床面積(平方メートル)	$A \times 4.2$ リットル/平方メートル・日	200 ミリグラム/リットル	1 リットル/平方メートル・日	260 ミリグラム/リットル	10
		ロ	公衆浴場	$n = 0.17A$		$A \times 33$ リットル/平方メートル・日	50 ミリグラム/リットル	8.3 リットル/平方メートル・日		12
		ハ	公衆便所	$n = 16C$	n: 人員(人) C: 総便器数(個)(注(1))	$C \times 2400$ リットル/個・日	260 ミリグラム/リットル			
		ニ	駅、 バスター ミナル	P < 100,000の場合	$n = 0.008P$	n: 人員(人) P: 乗降客数(人/日)	$n \times 50$ リットル/人・日	100 ミリグラム/リットル		50 リットル/人・日
	$100,000 \leq P < 200,000$ の場合			$n = 0.010P$						
$200,000 \leq P$ の場合	$n = 0.013P$									

注(1)大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

注(2)居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居室、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

注(3)女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなし、残りの1/2を大便器とみなす。

注(4)延べ面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第4号に基づく、建築物の各階床面積の合計とする。

注(5)定員は、収容者と職員を加算したものとする。

注(6)複合用途建築物で各用途に共用部分があるときは、その面積は各用途専用面積の比例按分で、該当用途に加算する。

注(7)主たる用途に従属する他の用途の部分の面積が、比較的僅少の場合は、その建築物全体を主たる用途の建築物とみなす。

兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針新旧対照表（改訂部分のみ抜粋）

(旧)	(新)
<p style="text-align: center;">兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針</p> <p>2. 設置</p> <p>2. 1 増改築等に伴う既設浄化槽の活用（指導要綱第1章4（1）ウ関連）</p> <p>建築基準法第3条第3項の規定により、現行法の適用を受ける浄化槽において、増築や用途変更により処理対象人員、処理方式、放流水質が現行基準に適合しない場合は、原則として不適格部分の改修を要する。</p> <p>しかしながら、既設建築物の使用状況から判断して、JISによる算定方法が実状に沿わない場合があるため、指導要綱第1章4（1）ウの「既設浄化槽の改修が必要」か否かの判断基準を浄化槽の場合とみなし浄化槽の場合とに区分して別表1のとおり定める。</p> <p>また、既設浄化槽を活用する場合においても建築基準法第93条第5項の規定により、建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請等を受理した際（建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項及び第18条第2項の規定によるもの）に、遅滞なく、これを所管する<u>保健所長（健康福祉事務所）</u>に通知すること。</p> <p>3. 申請・届出</p> <p>3. 2 審査窓口（指導要綱第1章4（4）イ（ア）関連）</p> <p>審査窓口毎の事務処理フローは、別表3のとおりとする。</p> <p>当該フロー中、指定確認検査機関が浄化槽に関して、確認申請を受理した場合は、建築基準法第93条第5項に基づき遅滞なく（確認済証を交付す</p>	<p style="text-align: center;">兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針</p> <p>2. 設置</p> <p>2. 1 増改築等に伴う既設浄化槽の活用（指導要綱第1章4（1）ウ関連）</p> <p>建築基準法第3条第3項の規定により、現行法の適用を受ける浄化槽において、増築や用途変更により処理対象人員、処理方式、放流水質が現行基準に適合しない場合は、原則として不適格部分の改修を要する。</p> <p>しかしながら、既設建築物の使用状況から判断して、JISによる算定方法が実状に沿わない場合があるため、指導要綱第1章4（1）ウの「既設浄化槽の改修が必要」か否かの判断基準を浄化槽の場合とみなし浄化槽の場合とに区分して別表1のとおり定める。</p> <p>また、既設浄化槽を活用する場合においても建築基準法第93条第5項の規定により、建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請等を受理した際（建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項及び第18条第2項の規定によるもの）に、遅滞なく、これを所管する<u>県民局長（浄化槽担当課（受理権限を県から委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）以下「県民局長（浄化槽担当課）」という。）</u>に通知すること。</p> <p>3. 申請・届出</p> <p>3. 2 審査窓口（指導要綱第1章4（4）イ（ア）関連）</p> <p>審査窓口毎の事務処理フローは、別表3のとおりとする。</p> <p>当該フロー中、指定確認検査機関が浄化槽に関して、確認申請を受理した場合は、建築基準法第93条第5項に基づき遅滞なく（確認済証を交付す</p>

るまでに) 保健所長 (健康福祉事務所) へ通知しなければならない。この場合、通知の宛先は保健所長 (健康福祉事務所) とし、別表4「兵庫県下建築確認関係機関」まで送付すること。ただし、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市の8市については、浄化槽法第5条等について権限委譲されていることから、宛名は保健所長及び市長の連名とすること。

5. 建築用途別 処理対象人員算定基準解説

(2-ハ) 共同住宅

1) 類似施設

ワンルームマンション、長屋 (共同で集中浄化槽を設置する場合)、グループホーム (各住戸に風呂、台所、便所が独立してある場合)

(2-ニ) 下宿・寄宿舍

1) 類似施設

社員寮、グループホーム (水廻りが1箇所又は数箇所に集中している場合)

(2-ホ) 学校寄宿舍・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設

1) 類似施設

刑務所、グループホーム (老人福祉法に規定される老人福祉施設と施設計画上一体のもの)

5. 8 学校施設関係

(8-イ) 保育所、幼稚園、小学校、中学校

1) 類似施設

花、茶・ピアノ等の教室、カルチャーセンター、塾、保育、託児所、盲学校、聾学校

るまでに) 県民局長 (浄化槽担当課) へ通知しなければならない。この場合、通知の宛先は県民局長 (浄化槽担当課) とし、別表4「兵庫県内建築確認関係機関」まで送付すること。ただし、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市の8市については、浄化槽法第5条等について権限委譲されていることから、宛名は知事及び市長の連名とすること。

5. 建築用途別 処理対象人員算定基準解説

(2-ハ) 共同住宅

1) 類似施設

ワンルームマンション、長屋 (共同で集中浄化槽を設置する場合)、グループホーム (各住戸に風呂、台所、便所が独立してある場合)、サービス付き高齢者向け住宅 (共同住宅)

(2-ニ) 下宿・寄宿舍

1) 類似施設

社員寮、グループホーム (水廻りが1箇所又は数箇所に集中している場合)、サービス付き高齢者向け住宅 (寄宿舍)

(2-ホ) 学校寄宿舍・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設

1) 類似施設

刑務所、グループホーム (老人福祉法に規定される老人福祉施設と施設計画上一体のもの)、サービス付き高齢者向け住宅 (老人ホーム)

5. 8 学校施設関係

(8-イ) 保育所、幼稚園、小学校、中学校

1) 類似施設

花、茶・ピアノ等の教室、カルチャーセンター、塾、保育、託児所、特別支援学校

2) 小学校、中学校の定員には生徒、児童、教職員、事務職員、校務員等が含まれている。外来者は通常少人数と考えられるため考慮していない。

3) 共同調理を行って小学校等に給食を供給するいわゆる給食センターは、水質汚濁防止法の適用を受ける。

5. 9 **事務所関係**

(9-イ) 事務所の施設

3) 郵便局については、事務所部分の面積を対象とし、作業部分については10-イ「作業所」により別途算定し加算する。

引用文献

1. 浄化槽の設計・施工上の運用指針(2002年版)

編集 [国土交通省住宅局建築指導課](#)

日本建築行政会議

2) 小学校、中学校の定員には生徒、児童、教職員、事務職員、校務員等が含まれている。外来者は通常少人数と考えられるため考慮していない。

3) 共同調理を行って小学校等に給食を供給するいわゆる給食センターは、水質汚濁防止法の適用を受ける。

5. 9 **事務所関係**

(9-イ) 事務所の施設

3) 郵便局のように、事務所に作業場の部分が付属している場合は、事務所部分の面積を対象とし、作業部分については10-イ「作業所」により別途算定し加算する。

引用文献

1. 浄化槽の設計・施工上の運用指針(2015年版)

編集 [日本建築行政会議](#)

別表 2 (提出書類一覧表)

図 書 名	要綱 様式	3.1(1)①建築基準 法第6条による申請		3.1(2)浄化槽法に よる申請		3.1(1)②既設浄化 槽活用願		備考
		正・副本	浄化槽 担当課用	正・副本	浄化槽 担当課用	正・副本	浄化槽 担当課用	
		各1部	各1部	各1部	各1部	各1部	各1部	
浄化槽設置届出書	参考 第1号			○	○			※1
浄化槽に関する調書	参考 第2号	○	○					※2
環境保全に関する誓約書	第2号		○		○			
浄化槽維持管理等委託契約書写	第3号		○		○			
使用開始検査等承諾書写	第4号		○		○			
汚水量算定表	第5号	○	○	○	○	○	○	
浄化槽設計計算書	第6号	●※4	●※4	○※4	○※4	○※4	○※4	
浄化槽構造図		●※4	●※4	○※4	○※4			RC造の場合
浄化槽構造計算書		●※3	●	○※3	○			同上(設計者押印。所属 設計事務所名記入。)
型式適合認定書別添仕様書及び図面 及び浄化槽法第13条認定書		●	●	○	○			型式適合認定を受けた FRP造の場合
建築基準法施行令第35条第1項によ る認定書		●	●	○	○			告示の仕様がない特殊 な構造の浄化槽の場合
付近見取図		○	○	○	○	○	○	
配置図		○	○	○	○	○	○	活用願については、変更 前、変更後。
建築物平面図		○	○	○	○	○	○	

既設浄化槽活用願						○	○	様式第1号
既設浄化槽の認定シート写						○※5	○※5	FRP造の場合
既設浄化槽汚水量算定表写	第5号					○※5	○※5	
既設浄化槽設計計算書写	第6号					○※5	○※5	RC造の場合
現・浄化槽維持管理等委託契約書写	第3号						○	
既存建築物確認通知証の表紙写						○	○	
水道使用量又は放流量、放流水質のデータ						△	△	増改築後、処理対象人員を超えない場合は不要
浄化槽法第11条検査結果書写※7							○	
浄化槽保守点検記録票写※7							○	
公共下水道等の整備予定計画図書						○	○	市町の担当課との協議記録でも可
市町汚泥処理担当部局の意見書 (ディスポージャー排水対応浄化槽を設置する場合に限る)		○	○	○	○			市町の担当課との協議記録でも可
既設浄化槽の活用に関する技術管理者の意見書							○	501人槽以上に限る

※1. 浄化槽工事時の技術上の基準及び浄化槽の設置等届出に関する省令第3条に基づく別記様式第1号。

※2. 兵庫県建築基準法施行細則第2条第1号第2号に基づく様式第2号。

※3. 正・副本への添付は写しでも可。

※4. 処理対象人員が50人以下の場合は不要。

※5. 既設浄化槽の申請書(申請済副本)の当該箇所を複写し添付すること。事前相談の際は、既設浄化槽の設置申請書(申請済副本)を持参することが望ましい。

※6. 計画通知の場合は、●印は不要。(なお、機種が決定次第、法第12条第5項の規定により●印の報告を行うこと。)

※7. 当該記録が適切に保管されておらず提出できない場合は、将来は適切に管理する旨の念書と、浄化槽管理士名で現状適正に管理できている旨の意見書を添付すること。

事務処理フロー（別表3）

